

# 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会

平成17年6月13日(月)  
14時から16時  
三田共用会議所3F B～E会議室

## 議 事 次 第

1 開 会

2 挨拶

3 審 議

議 事 : 1 議題

- (1)食品添加物の使用基準改正について
- (2)食品に残留する農薬の残留基準の設定について
- (3)「日本人の食事摂取基準(2005年版)」の策定に伴う栄養表示の見直しについて

2 報告事項

- (1)食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入について
- (2)豚ボルデテラ感染症不活化・パスツレラ・ムルトシダトキソイド混合(油症アジュバント加)ワクチンに係る食品中の残留基準の設定について
- (3)特定保健用食品(規格基準型)の規格基準の設定について
- (4)特定保健用食品に係る新開発食品調査部会の審議結果について
- (5)BSE問題に関する事項について

4 閉 会

〈照会先〉

厚生労働省医薬食品局食品安全部

企画情報課総務係

TEL 03-5253-1111 (2449)

平成17年6月 薬事・食品衛生審議会  
食品衛生分科会資料

議題

- 資料1-1 諮問書（写）
- 1-2 亜塩素酸ナトリウムに係る食品健康影響評価の結果の通知について
  - 1-3 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会報告について
  - 1-4 亜塩素酸ナトリウムの使用基準改正に対して寄せられたコメントについて
- 資料2-1 諮問書（写）
- 2-2 クロチアニジンに係る食品健康影響評価の結果の通知について
  - 2-3 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会報告について
  - 2-4 クロチアニジンに係る食品規格（農産物等に係る農薬の残留基準）の設定に対して寄せられたコメントについて
- 資料3-1 栄養機能食品の表示の基準の見直しについて
- 3-2 「日本人の食事摂取基準（2005年版）」の策定に伴い、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条に規定する栄養機能食品の表示に関する基準を改正することについて
  - 3-3 パブリックコメントにおいて頂いたご意見と厚生労働省の考え方について
  - 3-4 諮問書（写）
  - 3-5 食品における栄養表示の根拠となる数値の見直しについて（報告書）

報告事項

- 報告資料1 食品中に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物の暫定基準（最終案）  
（本資料につきましては部数がないため申し訳ありませんが、傍聴者の方には配布することができません。厚生労働省のホームページに掲載しておりますのでそちらをご覧ください。）
- 報告資料2 豚ボルデテラ感染症不活化・パスツレラ・ムルトシダトキソイド混合（油症アジュバント加）ワクチンに係る食品中の残留基準の設定について

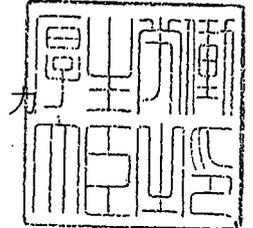
報告資料

- 3-1 特定保健用食品（規格基準型）について
  - 3-2 特定保健用食品（規格基準型）の規格基準（案）
  - 3-3 パブリックコメントにおいて頂いたご意見と厚生労働省の考え方について
  - 3-4 食品衛生分科会における確認事項
- 報告資料4 特定保健用食品に係る新開発食品調査部会の審議結果について
- 報告資料5 BSE問題に関する事項について

厚生労働省発食安第0915001号  
平成16年9月15日

薬事・食品衛生審議会  
会長 井村 伸正 殿

厚生労働大臣 坂 口 九



諮 問 書

食品衛生法(昭和22年法律第233号)第11条第1項の規定に基づき、下記の事項について、  
貴会の意見を求めます。

記

亜塩素酸ナトリウムの使用基準改正について